







<本郎と花子のそこが知りたい!> 営農型太陽光発電施設って何



太郎:営農型太陽光発電って何?

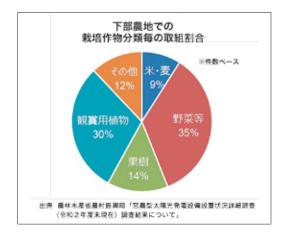
花子:営農型太陽光発電は、農地に支柱を立てて上部に太陽光発電設備を設置し、その下で適切に農業を行いながら発電を行う取組よ。農業を続けながら、売電収入を得たり、発電電力を自分で利用する取組なの。

平成25年に農林水産省が「営農型太陽光発電に関するガイドライン」を定めて、営農型太陽光発電設備の設置には、農地法に基づく一時転用の許可が必要であることを明記し、「営農活動が問題なく継続できること」、「農作物の品質に著しい劣化が見られないこと」、「農作業を行うのに支障が無いよう、支柱の高さは最低地上高がおおむね2m以上であること」など、設置に当たって必ず守らなければならない事項が示されたのよ。

太郎:どんな作物で取り組まれているのかな?

花子:日照量が制限された太陽光パネルの下でも適切な営農が継続できる作物を栽培する必要があるから、作物の必要日照量をきちんと確認して、何を作付けするかを決めることが大切なの。

長野県内では、水稲、花き、野菜、果樹などが作付されているけど、観葉植物や薬用ニンジンなど、強い日差しが苦手な作物を太陽光パネルで遮光し、品質や収量を確保しようとする取組もあるわね。





(県内の営農型太陽光発電施設の例 明日葉)

太郎:自分でやってみたいという場合は、どうすればいいの?

花子:営農型太陽光発電を行うには、発電事業を行う間、太陽光パネルの下部の農地で適切に営農を 継続する必要があるの。

営農をおろそかにする取組は認められないから、計画を立てる上では、まず、しっかりとした 実現可能な営農計画をたてることが必要になるわ。

初めて栽培する作物の場合には、技術指導をしてくれる人を予め見つけておくことも大切ね。 農地法に基づく一時転用許可は必ず必要になるから、早めに農業委員会によく相談することが 必要ね。

それから、発電の事業計画について経済産業省から承認を受けることや、県や市町村が定めた 条例に基づく手続きを適切に行う必要があるわ。

太郎:営農を継続する上で、約束事はあるの?

花子:まず、収穫量だけれども、その地域で栽培されている作物の平均的な単収の8割以上を確保しなければならないの。それから、生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていないこと等も条件になっているの。どんな約束事があるか、予め、農業委員会に詳しく確認しておくことが大切よ。

設備を設置した後では、約束事が守られているかを確認してもらうため、営農の実績について、 毎年2月に「営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況報告」を提出することが義務付けられているの。

太郎:もし、約束事が守れなかったらどうなるの?

花子:発電事業を中止し、設備を速やかに撤去しなければならないことことになるわ。発電事業に投資したお金が無駄になってしまうから、万が一にもそういう事態にならないように、適切な営農が継続できる、しっかりとした営農計画を立て、普段から技術指導を受けておくことが必要ね。

太郎:他にも気を付けなければならないことはあるの?

花子:全国で、農地を転用して太陽光発電を行う場合を含めて、傾斜地への設置により大雨の時に土砂が流出してしまうことや、パネルの反射光がまぶしい、農村の美しい景観にそぐわないといった懸念が出されている事例があるの。

こうした懸念を払拭し、地域と調和した太陽光発電を推進するためには、地域の人に計画を説明し、十分理解を得ておくことが大切なの。

それから、農業者の高齢化が進み、今後、「地域計画」で、リタイアした農業者の農地を担い手に集積・集約化する取組を進めていく上で、将来、農地を団地化する際に支障にならない位置に 設置してもらうこと等も大切ね。

太郎:県も「地域と調和した発電」を進めるための条例を制定したと聞いたよ。

花子:そうなの。長野県では、「長野県ゼロカーボン戦略」に基づき、太陽光発電施設を、「持続可能 な脱炭素社会の実現に向け重要であり、普及を図る」としているんだけれども、これまで県内で 起きた太陽光発電施設に関連した様々なトラブルを踏まえ、太陽光発電施設の適正な設置に関す る事項を定めた「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」を県議会の承認を経て令和5年9月に制定したの。私たち農業委員会組織からも制定を要望したのよ。

この条例は、今年4月に施行されるんだけど、一定規模以上の発電設備を設置しようとする者は、予め事業計画を県に提出することや、地域住民が知らない間に計画が進むことがないよう、事前に計画を住民等に説明することなどを義務付けていて、トラブルの解消につながることが期待されているのよ。

太郎:農業委員会組織でも独自に、国に営農型太陽光発電が適切に行われるよう、制度の見直しを要請していたよね。

花子: そうね。全国の農業委員会から、国の通達の内容や、制度の運用について多くの課題があり、 改善が必要との声が上がっていたの。

そこで、組織として繰り返し国に要請してきたんだけど、昨年6月に大きな動きがあったの。 自民民主党の総合農政調査会・営農型太陽光発電に関するプロジェクトチームが全国での課題等 を踏まえ、農水大臣に対して、法改正を含め、制度の趣旨や考え方の明確化、制度の厳格な運用、 事業者の適格性の確保などを提言し、現在、農水省内で法改正を含めた検討が行われているの。

太郎: そうなんだ。近く、見直しが行われるということだね。

花子:そうね。国には、大切な営農がおろそかにならないよう、法改正を含め、しっかりとした見直 しを行ってほしいわね。

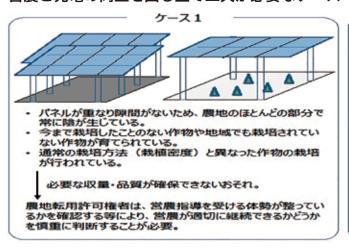
太郎:営農型について委員・推進委員が相談を受けた場合は、どうすれば良いの?

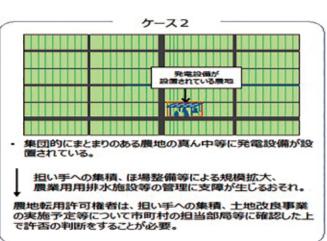
花子:まず、営農型太陽光発電設備の設置には農地法の一時転用許可が必要なこと。許可を受けるためには、守らなければならない様々な約束事があることを説明し、早めに農業委員会事務局に相談するよう伝えてほしいわ。

それから、設置に当たっては、景観への配慮や担い手への農地の集積・集約化に支障のない位置に設置することが望ましいこと、事前に計画を地域の人に説明し理解を得ることが大切だということを伝えてあげると良いわね。

太郎:そうだね。営農型太陽光発電は、地域と調和した形で進めたいからね。

営農と発電の両立を図る上で工夫が必要なケース





活動報告 activity report

「地域計画」に係る農業委員会の取組状況等について

~県農業会議によるアンケート調査結果~

現在、県内の農業委員会では「地域計画」の策定に向けて、市町村と連携し、目標地図の素案作成に向けた農業者の意向把握や、地域の話し合いなどが精力的に進められています。 農業会議では、県内の状況を把握するとともに、取組の支援につなげるため、アンケート調査を 実施し、次のとおり取りまとめたので報告します。

回答状況(令和6年2月29日集計)
 77農業委員会から回答(回答率100%)

2 回答状況

(1) 地域計画の策定地区数

市町村数	策定予定地区(※)	市町村当たり地区数
77	574 地区	1 地区~ 33 地区

※一部の市町村では地区数に幅があるため、集計にあたり最も多い地区数とした。

(2) 目標地図の素案作成に係る意向調査の方法について

回答区分	割合(%)	委員会	説明
① 新たに意向把握の調査を行う	60	46	
アンケート調査中(作成中、発送 中、回収中・集計中含む)	92	_	「目標地図」の素案作成に係る意向 把握の方法として、6割の農業委員
アンケート終了	8	_	会が新たな調査(アンケート)を実
② 過去のデータを活用	31	24	施。また、約3割の農業委員会が人・
「人・農地プラン」のデータを活用	77	_	農地プランなどの過去の調査データ
その他のデータを活用	9	_	を活用。約1割の農業委員会が過去 の調査データと新たな調査により意
「人・農地プラン」+その他データ	14	_	の調査ケータと利たな調査により息向を把握している。
③「①と②」により把握	9	7	

(3) 「目標地図」の素案の作成状況について

回答区分	割合(%)	委員会	説明
① 全ての地区 作成済み	7	5	「目標地図」の素案の作成状況は、 全ての地区作成済みが7%(5農
② 一部の地区 作成済み	40	31	委)。一部の地区の素案を作成した
③ これから	53	41	のは 40 % (31 農委)。これから作成する農業委員会は 53 % (41 農委)。

(4) 「目標地図」の素案作成に係る農業委員会サポートシステムの活用について

回答区分	割合(%)	委員会	説明
① 農業委員会サポートシステムを活用	26	20	「目標地図」の素案作成に、農業委
② その他システムを活用	70	54	員会サポートシステムを活用したの は 26%。その他のシステムを活用
③ 未定	4	3	したのは70%。

(5) 「協議の場」(話し合い) の開催状況について

回答区分	割合(%)	委員会	説明
① 全ての地区で「協議の場を」開催した	20	15	
協議の場は終了した	41	_	○「地域計画」の策定に向けた「協 議の場」の開催状況は、全ての地区
協議の場は開催したが、まだ、策定 に向けた話し合いが必要な地区がある	59	_	で開催したのは 20% (15 市町村)。 一部の地区で開催したのは 32% (25 市町村)。これから開催するのは
②一部の地区で「協議の場」を開催した	32	25	48% (37 市町村)
一部の地区の協議の場は終了した	17	_	○「朸詳の担」の託しないが図了し
まだ話し合いが必要な地区がある	83	-	○「協議の場」の話し合いが終了し た地区数は 29 地区となった。
③ これから	48	37	

(6) 「地域計画」の案(※)ができている地区数について

回答区分	割合(%)	委員会	説明
20 地区 (割合: 20/574 = 3.5%)	3.5	7	県内7市町村で、20地区の「地域計画」の案ができており、今後、「最終協議」、「農業者等への説明」、「公告」が行われる予定

※「地域計画」の案:公告等は未了だが、「協議の場」で、ほぼ合意が得られた「地域計画」(目標地図 含む)のこと。

令和7年3月の「地域計画」の策定期限に向けて、農業会議では、引き続き市町村農業委員会 の取組への支援を行ってまいりますので、相談等がありましたら、お気楽にお声がけください。

「令和5年度 長野県農業法人等就業フェア」に相談者 75 人が来場

令和5年度の「長野県農業法人等就業フェア」 を1月6日・伊那市、1月13日・長野市で開催しました。伊那市会場は今回初の開催となり ます。(写真)

このフェアは、県、県農業担い手育成基金、 県農業会議、県農業開発公社等関係機関・団体 が協力して毎年開催しているもので、2日間で、 人材を募集している農業法人・農業者合わせて



延べ44の出展者と、延べ75人の相談者が対面で相談・面談を行いました。

また、同会場で開催した「農業法人就業セミナー」では、農業法人に勤務する先輩社員の体験発表が行われ、就農希望者は熱心に聞き入っていました。

農業会議のブースでは、農地ナビの紹介を行うとともに、農業者年金及び雇用就農資金のチラシを配付しPR活動を行いました。

また、農地利用最適化活動の一環として、4市町村の農業委員会関係者が参加し、就農希望者や 出展者の様子を確認していました。

県農業委員会女性協議会が研修会を開催

令和6年2月20日、飯島町文化会館で県農業委員会女性協議会(会長 沼田浩子)主催の研修会が開催され、県内の女性農業委員と農地利用最適化推進委員ら約80名が参加しました。

これは、女性の農業委員・農地利用最適化推進委員の登用率を高め、地域の農業・農村に女性の意見を反映させようと開催されたものです。

研修では、東京農業大学国際食農科学科の原珠里教授から「女性の活動が、よりよい農業・農村をつくる」と題した講演があり、女性農業委員増加の大切さや、国内外の農業における習慣等に流されない女性委員ネットワーク形成の意義等、女性が取り組む活動について説明されました。

特に、「農業委員・推進委員は農業者の代表なので、女性委員がいることは当然のこと、もっと増やさないといけない」ことや、「女性だからと言って、特別なことをする必要はなく、委員として活動すること自体に意義がある」とのお話には、多くの共感の声があがっていました。

続いて、地元の飯島町農村女性グループ連絡協議会からは、活動概要等の事例発表の他、会場で 特産品の販売などが行われました。

また、同日開かれた同女性協議会役員会では、「女性登用促進に向けた要請決議」を決定し、令和6年度に改選が予定されている20農業委員会に対し要請活動を行うことを確認しました。



令和6年度 農作業標準労賃・農業機械作業標準料金を決定

令和6年2月27日に、県農政部、JA長野中央会、県農業会議の3者による「設定会議」を開催し、各地域の農作業労賃・農業機械作業料金の設定の参考としていただくための「標準料金」を下表のとおり決定しましたので、ご活用ください。

なお、労賃、作業料金は、最近の賃金・物価の上昇等を踏まえ、いずれも前年度より上昇しています。

令和6年度 農作業標準労賃

長野県農政部 JA長野中央会 (一社)長野県農業会議

			 令和 5	左庇	左曲	一 <u>性/ 女邦/朱辰</u> 	<u> 不 </u>	
		_	サ州ら	平 及	令和 6	平 及	│ ■ 摘 要	要
			計算金額	決定額	計算金額	決定額	1 1-1	~
稲	作	一般作業	894. 36円	908円	930. 88円	948円	1時間当たり	
1111	IF	田植え作業	979.01円	980円	1, 004. 70円	1, 000円	"	
野	菜	一般作業	894. 36円	908円	930. 88円	948円	"	
果	樹	せん定作業	1, 448. 12円	1,450円	1, 486. 54円	1, 490円	"	
木	彻	一般作業	894. 36円	908円	930. 88円	948円	"	
きの	のこ	一般作業	894. 36円	908円	930. 88円	948円	"	
花	き	一般作業	894. 36円	908円	930. 88円	948円	"	

(注)

- 1 食事は、作業者負担とした。
- 2 この基準は、1日当たり実労働時間8時間を基準とした。
- 3 令和6年度のアップ係数は、算出年度の試算対象3カ年のアップ率の平均値で算出した。
 - 令和6年度アップ係数= (4年度1.01524 +5年度1.03101 +6年度1.02929) /3=1.0252
 - 令和6年度農作業標準労賃=令和5年度農作業標準労賃×1.0198
- 4 最低賃金が948円に改定されたため、これを下回らないように配慮した。

令和6年度 農業機械作業標準料金

長野県農政部 JA長野中央会 (一社)長野県農業会議

(単位:10a当たり、円)

										<u>(単位:IUa</u>	<u> </u>
			_	構成比	令 和	5年度	令	和 6年 /	隻	,,,,	
	費		目	(%)	算出額	決定額	アップ率	算出額	決定額	備	考
	機	械	費	64%	6, 206		103. 83%	6, 379		トラクターと口	ータリー
耕	燃	料	費	11%	1, 019		104. 45%	1, 103		(参考:機械費	アップ率)
	労	働	費	16%	1, 501		102. 52%	1, 575		①トラクター	1.0400
起	運営	営管:	理費	9%	873			906		②ロータリー	1. 0365
		計		100%	9, 598	9, 600		9, 962	10, 000	平均	1.0383
	機	械	費	67%	6, 171		105. 70%	6, 374		トラクターと代	かきハロー
代	燃	料	費	10%	835		104. 45%	940		(参考:機械費	アップ率)
か	労	働	費	14%	1, 185		102. 52%	1, 292		①トラクター	1.0400
き	運営	常管:	理費	9%	819			861		2/\ u -	1.0740
		計		100%	9, 011	9, 000		9, 466	9, 500	平均	1.0570
	機	械	費	72%	9, 093		103. 60%	9, 324		6条乗用	
田	燃	料	費	3%	356		104. 45%	392			
植	労	働	費	16%	1, 925		102. 52%	2, 050			
え	運営	常管:	理費	9%	1, 137			1, 177		(参考:機械費	アップ率)
		計		100%	12, 512	12, 500		12, 943	12, 900	6条乗用	1.0360
	機	械	費	83%	21, 548		103. 60%	22, 271		5条刈り	
収	燃	料	費	2%	505		104. 45%	541			
	労	働	費	6%	1, 536		102. 52%	1, 593			
穫	運営	営管:	理費	9%	2, 359			2, 441		(参考:機械費	アップ率)
		計		100%	25, 948	25, 900		26, 846	26, 800	コンバイン	1.0360

令和6年度決定額=5年度決定額×構成比×アップ率

(注)

- (1) 水田10ha、作業受託10ha経営を基準とした。
- (2) 機械装備は、県内の実態を勘案して、トラクター40馬力、ロータリー(1.8m)、 代かきハロー(2.4m)、田植機(6条)、コンバイン(5条)とした。
- (3) 農機資材等の購入に係わる消費税(10%)を積算基礎に含めた。
- (4)上記(2)(3)を基本モデルとして、機械費・燃料費・労働費を算出した。
- (5) 運営管理費の算出額は、機械費・燃料費・労働費合計の10%としている。

新たに正社員を雇った農業経営者の皆さん!助成金がありますよ!

50 歳未満の就農希望者を新たに雇用する農業法人または個人農業経営者で、国の「就農雇用資金」の対象として採択されると、年間最大 60 万円(雇用就農者育成・独立支援タイプの場合)が最長 4 年間、合計 240 万円の助成金が交付されます。

長野県内では、農業委員をはじめ多くの農業法人・個人農業経営者の皆さんが活用して、雇用就 農者の育成・定着にご尽力いただいています。

全国農業会議所では、令和6年6月1日から事業開始を希望される方を対象として、令和6年3月1日~4月4日まで、令和6年度の「第1回目」の募集を行っています。



なお、募集要領及び申請様式等は、「雇用就農資金 応募」のホームページ
(https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/)で確認願います。(上記 QR コードからも確認できます。)

☆募集期間:令和6年3月1日(金)~4月4日(木)

☆支援対象の新規雇用就農者の採用日:令和5年6月1日~令和6年2月1日

☆支援期間:令和6年6月1日~令和10年5月31日(最長4年間)

○お問い合わせは、本県窓口の「長野県農業会議」(電話 026-217-0291) まで。

こちら事務局です





全国農業新聞を購読しよう!

~農業委員・農地利用最適化推進委員「皆購読」のお願い~

農業委員会組織では、全国運動として農業委員・農地利用最適化推進委員さん全員に「全国 農業新聞」を購読いただく活動に取り組んでいます。

本年も県内で20農業委員会が改選期を迎えます。この全国農業新聞は、全国各地の農業委員会の様々な活動の情報が入手できる唯一の新聞であり、新任委員さんの活動のバイブルです。

また、私たち農業者が望む政策を実施するため、農業委員会の主張を国に 対して発信する重要な役割も持っています。

是非、全ての農業委員・農地利用最適化推進委員さんに購読いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。



だい。 はい、 農業者年金基金 https://www.nounen.go.jp

▼記 若い農業者の皆さん! 自分の老後自分で守れますか?

農業者年金なら・・・



認定農業者で青色申告者等には、

国庫補助で手厚い支援!

1万円の自己負担で2万円の積み立てが実現!

自ら支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象! その他にも、税制面で優遇措置がある!

※農業者年金に加入できる方の要件は以下の通りです。

・年間60日以上農業に従事している方で、

・国民年金第1号被保険者(60歳未満)又は、

国民年金の任意加入者(60歳以上65歳未満)

※詳しくは、お近くの農業委員会、又はJAへ!



女性農業者の皆さんへ 農業者年金ご存知ですか?

家族経営協定を結べば

■ 保険料の国庫補助も受けられます。

女性の長い老後をしつかりサポートします。

保険料が全額社会保険料控除の対象で、 高い節税効果!

※農業者年金に加入できる方の要件は以下の通りです。

・年間60日以上農業に従事している方で、

・国民年金第1号被保険者(60歳未満)又は、 国民年金の任意加入者(60歳以上65歳未満)

※詳しくは、お近くの農業委員会、又はJAへ!





一般社団法人 長野県農業会議

詳しくは・・・ 農業者年金基金 検索 https://www.nounen.go.jp

住所 〒 380-0826 長野市大字南長野北石堂町 1177 番地 3 JA 長野県ビル 11F

TEL 026 (217) 0291 026 (217) 0292

FAX 026 (219) 2953

nagano-kaigi@nca.or.jp





E-mail